

熊本県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下、「難病指定医等」という。）が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下、「指定医の勤務する医療機関」という。）が行う臨床調査個人票電子化等推進事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助対象)

第2条 この補助金は、難病特別対策推進事業実施要綱（平成4年3月31日付け健発0331第16号厚生労働省健康局長通知別紙）に基づき行われる特定医療費支給事務における臨床調査個人票のオンライン化等に向けて指定医の勤務する医療機関が行う業務システムの改修等の環境整備事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助事業における補助基準額、補助対象経費、補助率及び補助金額は、次表のとおりとする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

補助基準額	補助対象経費	補助率	補助金額
1 医療機関当たり 100 千円	特定医療費支給事務における臨床調査個人票の電子化等の環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金	2分の1以内	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とし、補助上限額を 50 千円とする

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請書の様式は、別記第1号様式とし、これに次の書類を添えて、知事に対し提出するものとする。

- (1) 補助金所要額調書（別記第2号様式）
- (2) 対象経費支出予定額明細書（別記第3号様式）
- (3) 収支予算書（別記第4号様式）
- (4) 見積書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次に定めるとおりとする。

なお、規則第5条第1項各号及び次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事に報告してその承認又は指示を受けなければならない。

(1) 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部又は全部の負担を受け、又は補助を受けている場合は補助の対象としないこと。

(2) 事業計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けることなく、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。

(3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(4) 事業計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記第14号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（事業中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了の翌年度から5年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、事前に変更申請書（別記第6号様式）に次の書類を添えて提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、事業目的を変えない軽微な変更の場合はこの限りではない。

- (1) 変更補助金所要額調書（別記第2号様式準用）
- (2) 対象経費支出予定額明細書（別記第3号様式準用）
- (3) 収支予算書（別記第4号様式準用）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助金変更決定通知は、変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第8号様式とし、これに次の書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 補助金精算額調書（別記第9号様式）
- (2) 対象経費支出済額明細書（別記第10号様式）
- (3) 収支決算書（別記第11号様式）
- (4) 領収書等の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 指定医の勤務する医療機関は、補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（別記第13号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 知事は、申請書に虚偽の記載をするなど、不正な手段をもって助成を得たものに対し、その返還を求めることができる。

2 前項の規定により返還請求を受けたものは、速やかに知事に返還しなければならない。

(検査等)

第12条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して遂行状況の報告を求め、または帳簿書類等を検査することができる。

(その他)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は、令和5年7月5日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和6年9月11日から施行する。